

上下水道局に対する補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第16号

上下水道局に対する補助執行に関する規則の一部を改正する規則

上下水道局に対する補助執行に関する規則（平成24年倉吉市規則第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(予算の補助執行等)</p> <p>第2条 上下水道局職員は、市長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事項について補助執行を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>企業債の申請に関すること。</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる事務の財務に関する取扱いについては、倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号）の例による。この場合において、同規則中「主管部長」とあるのは「上下水道局の局長」と、「主管課長」とあるのは「上下水道局の課長」と読み替えるものとする。</p>	<p>(予算の補助執行等)</p> <p>第2条 上下水道局職員は、市長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事項について補助執行を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>倉吉市集落排水事業推進基金の積立て及び処分に関すること。</u></p> <p>2 前項各号に掲げる事務の財務に関する取扱いについては、倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号）の例による。この場合において、同規則中「主管部長」とあるのは「上下水道局の局長」と、「主管課長」とあるのは「上下水道局の課長」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。